

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）</p> <p>第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に 掲げるとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 一・二 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二） 一〇一 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二a）</p> <p>十一 フルオロエタン（別名HFC 一六一）</p> <p>十二 一・一・一・二・三・三・三 ヘプタフルオロプロパン（別名 HFC 二二七e a）</p> <p>十三 一・一・一・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HF C 二二六f a）</p> <p>十四 一・一・一・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HF C 二二六e a）</p> <p>十五 一・一・一・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HF C 二二六c b）</p> <p>十六 一・一・二・二・三・三 ペンタフルオロプロパン（別名HFC 二四五c a）</p> <p>十七 一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロパン（別名HFC 二四五f a）</p> <p>十八 一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロタン（別名HFC 三 六五m f c）</p> <p>十九 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五 デカフルオロペン</p>	<p>（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）</p> <p>第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に 掲げるとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九（新規） 一・一・一 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二a）</p> <p>十（新規） 一・一・一・二・三・三・三 ヘプタフルオロプロパン（別名H FC 二二七e a）</p> <p>十一 一・一・一・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HF C 二二六f a）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>十二（新規） 一・一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン（別名HFC 二四五c a）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>十三 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五 デカフルオロペン</p>

タン(別名HFC 四三 一〇me)

(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

- 四 パーフルオロシクロプロパン
- 五 パーフルオロブタン(別名PFC 三一 一〇)
- 六 パーフルオロシクロブタン(別名PFC c三二八)
- 七 パーフルオロペンタン(別名PFC 四二 一一)
- 八 パーフルオロヘキサン(別名PFC 五一 一四)
- 九 パーフルオロデカリン(別名PFC 九一 一八)

(地球温暖化係数)

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 (略)
- 二 メタン 二十五
- 三 一酸化二窒素 二百九十八
- 四 トリフルオロメタン 一万四千八百
- 五 ジフルオロメタン 六百七十五
- 六 フルオロメタン 九十二
- 七 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン 三千五百
- 八 一・一・二・二 テトラフルオロエタン 千百
- 九 一・一・一・二 テトラフルオロエタン 千四百三十
- 十 一・一・二 トリフルオロエタン 三百五十三
- 十一 一・一・一 トリフルオロエタン 四千四百七十
- 十二 一・二 ジフルオロエタン 五十三
- 十三 一・一 ジフルオロエタン 百二十四

タン(別名HFC 四三 一〇me)

(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

- 四 (新規) パーフルオロブタン(別名PFC 三一 一〇)
 - 五 パーフルオロシクロブタン(別名PFC c三二八)
 - 六 パーフルオロペンタン(別名PFC 四二 一一)
 - 七 パーフルオロヘキサン(別名PFC 五一 一四)
- (新規)

(地球温暖化係数)

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 (略)
- 二 メタン 二十一
- 三 一酸化二窒素 三百十
- 四 トリフルオロメタン 一万千七百
- 五 ジフルオロメタン 六百五十
- 六 フルオロメタン 百五十
- 七 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン 二千八百
- 八 一・一・二・二 テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二 テトラフルオロエタン 千三百
- 十 一・一・二 トリフルオロエタン 三百
- 十一 一・一・一 トリフルオロエタン 三千八百
- 十二 (新規) 一・一 ジフルオロエタン 百四十

十四	フルオロエタン	十二	
十五	一・一・一・二・三・三・三	ヘプタフルオロプロパン	三千二百二十
十六	一・一・一・三・三・三	ヘキサフルオロプロパン	九千八百
十七	一・一・一・二・三・三	ヘキサフルオロプロパン	千三百七
十八	一・一・一・二・二・三	ヘキサフルオロプロパン	千三百四
十九	一・一・二・二・三	ペンタフルオロプロパン	六百九十三
二十	一・一・一・三・三	ペンタフルオロプロパン	千三十
二十一	一・一・一・三・三	ペンタフルオロプロパン	七百九十四
二十二	一・一・一・二・三・四・五・五	デカフルオロペンタン	千六百四十
二十三	パーフルオロメタン	七千三百九十	
二十四	パーフルオロエタン	一万二千二百	
二十五	パーフルオロプロパン	八千八百三十	
二十六	パーフルオロシクロプロパン	一万七千三百四十	
二十七	パーフルオロブタン	八千八百六十	
二十八	パーフルオロシクロブタン	一万三百	
二十九	パーフルオロペンタン	九千六百六十	
三十	パーフルオロヘキサン	九千三百	
三十一	パーフルオロデカリン	七千五百	
三十二	六ふつ化硫黄	二万二千八百	
三十三	三ふつ化窒素	一万七千二百	

(特定排出者)
 第五条 法第二十一条の二第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出者」とい

(新規)	十三	一・一・一・二・三・三・三	ヘプタフルオロプロパン	二千九百
(新規)	十四	一・一・一・三・三・三	ヘキサフルオロプロパン	六千三百
(新規)	十五	一・一・二・二・三	ペンタフルオロプロパン	五百六十
(新規)	十六	一・一・一・二・三・四・四・五・五	デカフルオロペンタン	千三百
(新規)	十七	パーフルオロメタン	六千五百	
(新規)	十八	パーフルオロエタン	九千二百	
(新規)	十九	パーフルオロプロパン	七千	
(新規)	二十	パーフルオロブタン	七千	
(新規)	二十一	パーフルオロシクロブタン	八千七百	
(新規)	二十二	パーフルオロペンタン	七千五百	
(新規)	二十三	パーフルオロヘキサン	七千四百	
(新規)	二十四	六ふつ化硫黄	二万三千九百	

(特定排出者)
 第五条 法第二十一条の二第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出者」とい

う。)は、次に掲げる者(第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。)とする。

一(六) (略)

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分

う。)は、次に掲げる者(第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。)とする。

一(六) (略)

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分

に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一・二 (略)

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一

に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(新規)

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一・二 (略)

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一

の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 七 (略)

八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 (略)

別表第十三(第五条 第六条関係)

一	三ふつ化窒素の製造	算定排出量算定期間において製造された三ふつ化窒素の量(トン)を表した量をいう。()に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出され
---	-----------	---

の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(新規)

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 七 (略)

(新規)

2 (略)

(新規)

二	半導体素子等の製造	<p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p>	<p>るトンで表した当該三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
---	-----------	--	---